

介護保険住宅改修費の受領委任払について

住宅改修費の支給は、原則「償還払」です。

世帯全員が市民税非課税などの要件を満たす方は、「受領委任払」制度を利用できます。

償 還 払：利用者が購入費の全額を支払い、介護保険給付対象の9割、8割または7割の金額が後日、市から利用者に支給されます。

受領委任払：介護保険給付対象のうち、利用者は1割、2割または3割の金額を販売事業所に支払い、残りの9割、8割または7割を市が住宅改修業者に支払います。

* 「受領委任払」を利用できる方は、次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 市民税非課税世帯の方
- (2) 介護保険料に未納がない方
- (3) 給付制限等を受けていない方
- (4) 要介護（要支援）認定の新規申請中でない方
- (5) 入院または入所していない方
- (6) 受領委任払について、住宅改修業者の同意が得られている方

「受領委任払」の申請手続きについて

* 住宅改修業者に利用者の負担割合を伝え、同意を得る

(利用者、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター → 住宅改修業者)

- (1) 住宅改修事前承認申請 (利用者→市)
提出書類
・ 住宅改修事前承認申請書 (受領委任払い用)
・ 理由書
・ 見取図
・ 見積書
・ 日付入りの改修場所の写真
- (2) 承認決定 (市→利用者)
- (3) 住宅改修着工
- (4) 利用者が1割、2割または3割の金額を住宅改修業者へ支払
- (5) 支給申請 (利用者→市)
提出書類
・ 住宅改修費支給申請書 (受領委任払い用)
・ 自己負担分の領収書
・ 日付入りの改修後の写真
・ 住宅改修費請求書・代理受領委任状
- (6) 市が住宅改修業者へ残りの9割、8割または7割を支給